

柏崎刈羽原子力発電所の状況（1月分）

 令和8年2月13日
 防災局原子力安全対策課

1. 運転保守状況

項目 号機	炉型	定格出力 (万kW)	営業運転 開始日	2月12日現在 の状況	発電電力量 (1月分) (MWh/月)	設備利用率 (1月分) (%) [注1]	概 要
1号機	BWR	110.0	S60. 9.18	定期事業者検査中 H23. 8. 6～	0	0	6号機の状況について 1月21日19:02 原子炉起動 1月23日00:03 原子炉停止（制御棒点検のため計画停止） 2月9日14:00 原子炉起動 県では、6号機の原子炉起動に合わせ発電所の監視を強化しており、その結果を以下のURLで公表しています。 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bosai/r7kk6startuptest.html
2号機	BWR	110.0	H 2. 9.28	定期事業者検査中 H19. 2.19～	0	0	
3号機	BWR	110.0	H 5. 8.11	定期事業者検査中 H19. 9.19～	0	0	
4号機	BWR	110.0	H 6. 8.11	定期事業者検査中 H20. 2.11～	0	0	
5号機	BWR	110.0	H 2. 4.10	定期事業者検査中 H24. 1.25～	0	0	
6号機	ABWR	135.6	H 8.11. 7	定期事業者検査中 H24. 3.26～	0	0	
7号機	ABWR	135.6	H 9. 7. 2	定期事業者検査中 H23. 8.23～	0	0	

注1：定格熱出力一定運転を行っているため、設備利用率は100%を超える場合がある。

2. 原子炉等規制法及び電気事業法に該当しない極く軽度な事象等（1月15日～2月12日発生分）

(1) 6号機の制御棒引き抜き防止機能の設定誤りによる「運転上の制限」からの逸脱(*1)（復帰済み）

1月17日、東京電力は6号機の制御棒引き抜き試験において、ペアロッド(*2)以外の制御棒を選択したところ警報が発報しないことを確認した。このため、東京電力は、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱と判断し、全ての制御棒を全挿入したうえで、制御棒の電源を切断し引き抜き操作ができないようにした。

その後の調査で、東京電力は制御棒引き抜き防止機能の設定に誤りがあることを確認した。設定を見直し、当該機能が正常に動作することを確認したことから、1月18日に「運転上の制限」の逸脱からの復帰を判断した。1月21日、東京電力は、他の制御棒でも当該機能が正常に動作することを確認した。

1月20日、県は、柏崎市、刈羽村とともに技術委員会委員などの専門家に同行いただき、安全協定に基づく状況確認を行い、事象の原因や対応について説明を受けるとともに現場確認を行った。

(*1)保安規定では、安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度・圧力等の制限が定められている。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は「運転上の制限」からの逸脱を宣言し、あらかじめ定められた時間内に機器の修理や代替機能の確保など必要な措置を講じることとしている。

(*2) 6号機（改良型BWR）の水圧制御ユニットは、1基で2本の制御棒を動かす（ペアロッド）ため、原子炉停止時、いずれか1本の制御棒を引き抜いた状態でペアロッド以外の制御棒を引き抜く選択をすると、引き抜き防止機能が働き警報が発報する。本事象では、ペアロッドの設定が誤っていたため警報が発報しなかった。

3. その他（1月15日～2月12日発生分）

該当なし。

担当：原子力安全対策課
（直通）025-282-1696 （内線）6453, 6454